

芦 共 発 第 4 号

2019年3月18日

芦屋市長 山中 健 様

兵庫自治体労働組合総連合  
執行委員長 寺本 真大



芦屋市職労・現業労共闘委員会  
共闘委員長 小山 陽光



### 2019年春闘要求書

貴職におかれましては、日頃より本市の発展及び市民と職員の生活を守るために尽力されていることに心から敬意を表します。

私たち市職労・現業労共闘委員会は、地方自治体職員として市民の暮らしを守ることが大きな使命とし、それを実現できる組織体制及び制度の確立を目指し、日々精一杯取り組んでいます。

さて、民間の経済情勢においては、ベースアップで前年実績を下回る回答が相次ぐ中、10月に控える消費税率10%への引き上げは景気の足かせになる可能性があるとして報じられています。そういった情勢があるからこそ、本市においては引き続き労働賃金の引き上げを行い、景気の好転に寄与する必要があると考えています。

一方で、「働き方改革関連法」が2018年6月に成立し、時間外労働の上限規制等が2019年4月から施行されることになりました。残業時間の規制については、月45時間、年360時間を原則としつつも、臨時で特別の事情がある場合、年720時間、複数月平均80時間未満、月100時間未満の残業を可能とし、まさに過労死の危険を容認するものであります。労働者のいのちと健康を犠牲にし、企業の儲けを優先するものとなっているため、このような労働法制をなし崩しにする政府の政策にストップをかけ、これまで以上に労働法制の改悪を許さない取り組みが必要であると考えています。

本市においては、団塊の世代の大量退職や度重なる法制度の改正、国や県から下りてくる事務事業、そしてJR芦屋駅南地区再開発事業等、芦屋市独自で推進している事業により業務量は増大し、組合員一人ひとりにかかる負担は年々増えています。しかし、そのような状況下においても、我々組合員は、芦屋市のため、芦屋市民のため、市民サービスの水準を低下させることなく業務に励んでいます。

このような状況の中、住民本位の地方自治を確立するため、また、本市で働く者の労働条件を改善させるため、以下のとおり要求を取りまとめましたので、平成31年3月29日（金）までに誠意をもって回答されるよう申し入れます。

## 記

### 1 賃金制度等の改善に関すること

- (1) 基本賃金を増額すること。
- (2) 芦屋市独自の賃金制度を堅持すること。
- (3) 職員の士気向上を妨げる制度改悪の実施は行わないこと。
- (4) 中途採用者に対する賃金差別を改善すること。
- (5) 休職による昇給抑制の復職時における調整を改善すること。
- (6) 技能労務職の給与制度については、継続して協議を行うこと。
- (7) 「給与制度の総合的見直し」に伴う現給保障の廃止による給料の大幅な減額を回復させるための必要な措置を講じること。

### 2 労働環境等の改善に関すること

- (1) 女性職員については母性保護を重視し、環境の整備等を進めること。
- (2) 育児休業中の職員の代替は、臨時職員ではなく正規職員で行うこと。
- (3) 仕事と育児や介護の両立支援を積極的に進めること。
- (4) 少人数職場の解消に積極的に取り組むこと。
- (5) ワーク・ライフ・バランスチェックシート及びWLB休暇を有効活用し、計画的に休暇が取得できる職場環境づくりを行うこと。また、休暇取得が著しく少ない職場の解消を図ること。
- (6) 超過勤務の大幅縮減、総労働時間短縮に向けた実効ある措置を講じること。
- (7) 柔軟なキャリア形成ができるように、既存の制度の有効活用等を行うこと。
- (8) 芦屋市職員 仕事と子育て両立支援プランを引き続き推進していくこと。
- (9) メンタルヘルスケアについては、ラインケア等を行いメンタルヘルス不調にならないような職場環境づくりに努めるとともに、試し出勤やEAPの活用を促し、復帰しやすい環境づくりを行うこと。
- (10) 「心身の健康支援合同連絡協議会」の取り組みを今以上に周知徹底し、実効あるものにする。
- (11) 職員の人材育成の観点から、計画的な異動ができる組織体制の構築に努めること。
- (12) 人材育成を目的とした人事評価制度については、評価の公平性及び納得性の向上に努めること。
- (13) 派遣人事及び長期研修に関して、派遣人事後及び長期研修後に組織へ還元できるように努めること。
- (14) 高齢期の職員が経験を生かし、さらなる活躍ができるよう多様な働き方について検討を進めること。
- (15) 労働基本権を保障し、労働慣行を守ること。
- (16) 労基法の基本理念を守り、高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）の創設に反対すること。

- (17) 全国一律最低賃金制の法制化を目指すこと。
- (18) 労働安全衛生の取り組みを強化し、公務災害防止と健康管理に向けた対策を引き続き講じること。
- (19) 消防職員の労働基本権を認め、「団結権」については地公法上の禁止条項を削除し早期に保障するよう国へ働きかけること。
- (20) アスベストに関わる健康被害を防ぐため、働く職員への安全対策と安全教育を行い、市民に対してもより一層の啓発を行うとともに、継続的な健康診断の実施や、その記録を長期に渡り保存し、退職者についても、公務災害の認定に向けて努力すること。
- (21) 職員に対して危害が加えられることがないように安全対策を徹底すること。

### 3 現業職場からの重点要求

- (1) 労使交渉に基づく合意事項を遵守し、全て労働協約を締結すること。
- (2) 民間委託の導入を行わず、直営を堅持すること。
- (3) 技能労務職員の欠員不補充方針を撤回するとともに、全ての欠員職場において、すみやかに新規採用による正規職員を補充すること。
- (4) 技能長については、相当数を配置すること。
- (5) 芦屋市と西宮市におけるごみ処理広域化及びパイプラインの廃止については、引き続き市民及び職員に十分な説明を行い、理解を得た上で実施すること。

### 4 保健・福祉職場からの重点要求

- (1) 市立幼稚園・保育所のあり方について、市民や保護者、現場で働く職員の思いを汲み取り、芦屋市の高い教育と保育の水準を守ること。
  - ア 公的責任において現行保育制度を守る中で、待機児童の抜本的な解消策を図ること。
  - イ 職員配置は、正規職員による定数配置を行うこと。
  - ウ 保育所及び公立認定こども園の看護師は正規職員を配置すること。
  - エ 自園調理を守り、配置基準に基づき必ず正規職員を配置すること。また、食育推進に向けた配慮を行うこと。
  - オ 統合保育（インクルーシブ教育）は体制を整えた上、正規職員で実施すること。実施する際には、体制等に問題が発生しないよう現場の意見を反映すること。
  - カ 防犯の観点から保育所施設内外を問わず子どもたちの安全対策を引き続き講じること。
  - キ 公立認定こども園の開園に向け、子どもたちの安全が十分に担保できる体制や環境整備に努めること。また、精道こども園開園後に問題が生じた際は早急に対応すること。
- (2) 縦割り行政とならぬよう、すべての子どもたちが、公平な教育・保育を受けられ

るよう、子育て支援施策の拡充を図ること。

- (3) 子ども・子育て支援新制度の取り組みにおいては、責任を持って芦屋市の現行保育水準を守ること。
- (4) 発達障がい等により早期療育訓練を必要とする要配慮児が増加する中、より高度な専門職の増員や、訓練施設を充実する等の必要な対策を講じること。
- (5) 障がいのある人が地域での生活を続けられるように、市内事業所の雇用の拡大・支援体制の充実を図ること。
- (6) 介護保険の保険給付費や医療費が年々増加する中、医療・福祉・保健の一層の連携確保に努めるとともに、必要な正規保健師職員を配置すること。
- (7) 福祉的サポートを必要とする市民の幅広いニーズを実現させるため、市単独施策の確立・拡充を図ること。

## 5 学校・園・社会教育職場からの重点要求

- (1) 市内に居住している子どもが、市内の幼稚園、保育所に通えるように未就学児の教育、保育環境を充実させること。
- (2) 地域・保護者と教育現場が子どもを中心にして、強く連携しあえる教育環境整備に努め、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応できるよう教育現場の充実を図ること。
- (3) 正規職員による学校給食の自校調理方式堅持の姿勢を明確にし、そのための財源は、国の責任で措置するよう働きかけること。
- (4) 食育推進に向けた配慮を行い、栄養士を確保すること。
- (5) 幼稚園においては保育水準を維持し、子どもに対し責任ある教育を堅持するため、保育推進教諭、加配教諭を正規職員とするとともに、支援員の待遇及び勤務時間の見直しを行うこと。
- (6) 幼稚園行政を充実させるため公立幼稚園における3年保育実現に向けて検討すること。
- (7) 市民のニーズに応える社会教育の充実を図るとともに、市が直轄する業務と委託業務の在り方を明らかにすること。
- (8) 防犯の観点から教育施設の安全対策を講じること。

## 6 「臨時、嘱託職員・関連職場」からの重点要求

- (1) 「雇い止め」は決して行わず、働き続ける権利を保障し、休暇・休業制度を正規職員に準じて付与すること。
- (2) 福利厚生制度の拡充に努めること。
- (3) 会計年度任用職員制度について早急に制度の詳細を明らかにし、職員に十分な説明を行い、理解を得た上で実施すること。

## 7 地方自治に関する要求

- (1) 憲法・地方自治法の本旨に基づく真の「地方分権」による地方新時代の創造に向け芦屋市が全国をリードすべく、効率的な行政運営と市民サービスの向上を両立させる組織改革・制度改革・意識改革に取り組むこと。
- (2) 自治体財政については、財政再建を進める当局として強力なリーダーシップを発揮し、国・県に対して強く働きかけを行うとともに万全な対策を講じること。
- (3) 「被災者生活再建支援制度」の充実を国に働きかけること。
- (4) 「指定管理者制度」は安易な人員削減に結び付けるのではなく、より質の高い住民サービスにつなげていくこと。
- (5) 環境保護に関し、リサイクル事業を推進すること。
- (6) 平和・非核の議会宣言に基づく自治体宣言を速やかに行い、恒久平和に向けた具体的施策を明らかにすること。
- (7) 重要影響事態安全確保法による自治体協力については、市民の安全を考えて慎重に取り扱うこと。
- (8) 憲法9条を守る立場を明らかにするとともに、安全保障関連法反対の姿勢を守ること。また、緊急事態条項の創設を含む憲法改正については反対の姿勢を示すこと。
- (9) 公共事業の公平性・透明性を高めるとともに、新規の公共事業については、常に内容を精査し、市の財政運営を長期的に見通した上で計画・実施すること。
- (10) ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を批准し、併せて国内法を整備するよう政府・国会など関係機関に働きかけること。また、同条約の趣旨をふまえた制度の構築を目指した検討を開始すること。
- (11) 市民の安全を脅かす危機が発生した際に、迅速かつ適確に対応できるよう、危機管理体制を強化すること。
- (12) 国民の知る権利を奪い、公務員の罰則を強化する特定秘密保護法には反対の姿勢を示すこと。
- (13) マイナンバー制度の運用にあたっては、職員等のマイナンバーの管理を厳重に取り扱うことはもちろん制度運用に関連する職場の職員が不利益を受けないよう十分な対策を講じること。

以 上